

5 対象事業の目的、内容等

5.1 対象事業の目的

清掃一組は、平成18年1月に策定した、清掃一組が担う中間処理についての基本となる計画としての「一般廃棄物処理基本計画」を平成22年2月に改定した。

この計画では、循環型ごみ処理システムの推進に向け、効率的で安定した中間処理体制を確保するために、計画的な施設整備の推進を行うこととし、可燃ごみの全量焼却体制を維持しつつ、稼働年数の長い工場の建替えを進めることとしている。

本事業は、「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、循環型ごみ処理システムを推進するための施設整備の一環として、杉並清掃工場を建て替えたものである。

5.2 対象事業の内容

5.2.1 位置及び区域

対象事業の位置及び区域（以下「計画地」という。）は図 5.2-1 に示すとおりである。

計画地は、杉並区高井戸東に位置しており、既存の杉並清掃工場は、周辺の地盤（周辺地盤GL）から約10m掘り下げた地盤（清掃工場GL）に設置されている。

清掃工場北西側から環状八号線の地下部分には、清掃車両の搬入出路となる「専用地下道」が設置されており、環状八号線井ノ頭交差点で地上道路部に出る。

計画地の西側には、杉並区が運営する「高井戸市民センター（以下「市民センター」という。）」があり、東側には、緩衝緑地の一部として「杉並区立高井戸東三丁目児童遊園（以下「児童遊園」という。）」がある。

計画地並びに都市計画決定区域の面積表は、表 5.2-1に示すとおりである。

杉並清掃工場は、「ごみ焼却場」として都市計画決定（昭和42年5月6日 建設省告示第1599号）されており、その区域は、計画地に市民センター、児童遊園部分を加えた範囲となり、その面積は、約43,000m²である。（以下図中の「都市計画決定区域」は、杉並ごみ焼却場都市計画決定区域をいう。）

計画地の面積は約 33,000m² であり、このうち専用地下道部分を除く面積は約 25,400m² である。

表 5.2-1 面積表

場所	敷地面積（m ² ）			備考
	内訳	計画地	都市計画決定区域	
清掃工場	25,400	25,400	25,400	
専用地下道（市民センター部分）	1,600	1,600	—	市民センターと重複
専用地下道（環状八号線部分）	6,000	6,000	6,000	
市民センター	10,800	—	10,800	
児童遊園	800	—	800	
合計		33,000	43,000	

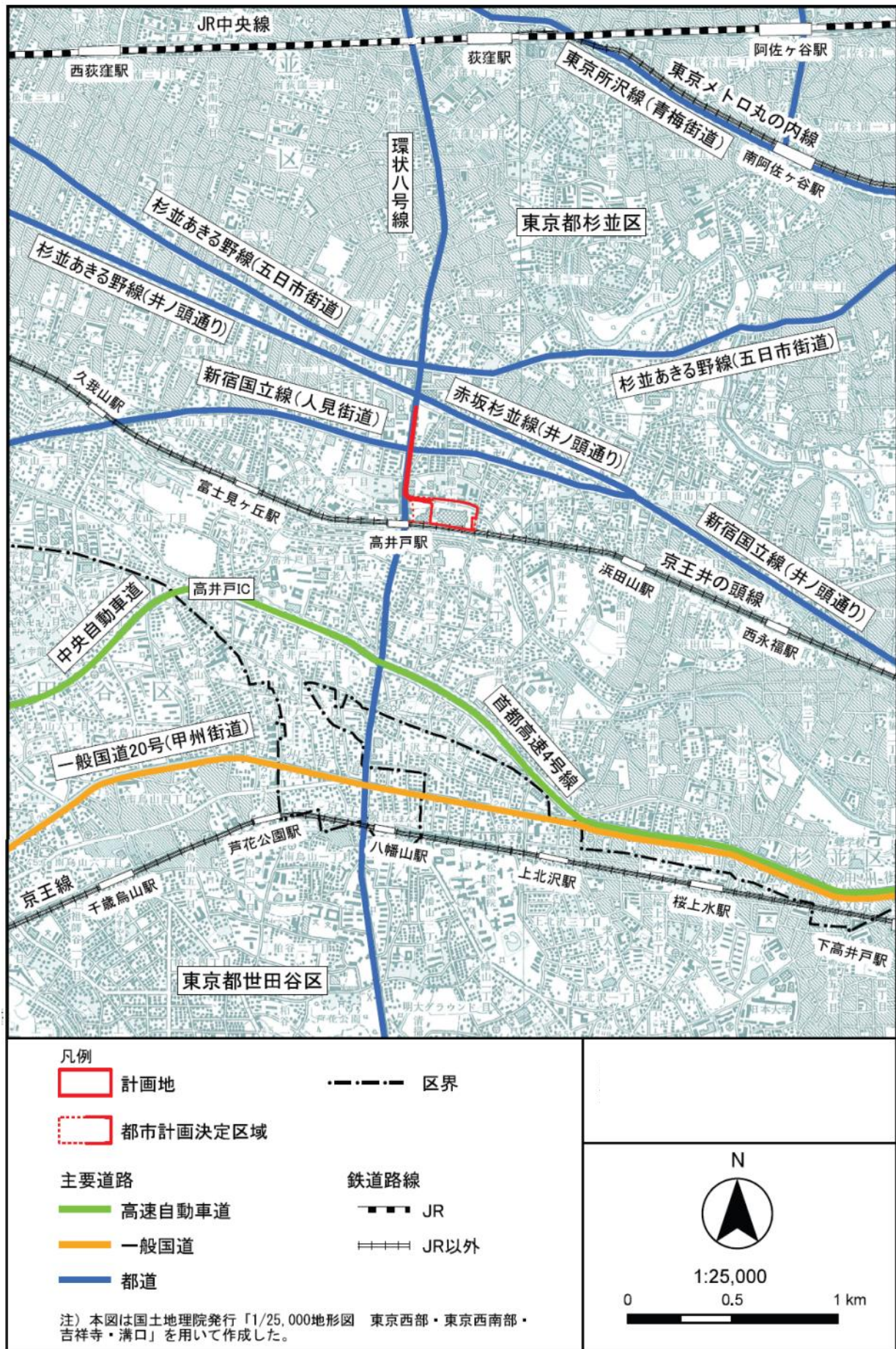


図 5.2-1 対象事業の位置及び区域

5.2.2 事業の内容

(1) 施設の配置

施設の概要は表 5.2-2 に、配置図は図 5.2-2(1)～(3)に示すとおりである。また、施設立面図は図 5.2-3 に、施設外観写真は写真 5.2-1 に示すとおりである。

表 5.2-2 施設の概要

施 設		概 要
建 築 物 等	工場棟	構造形式：鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄筋コンクリート造、鉄骨造） 高さ：28.0m
	煙 突	構造形式：外筒鉄筋コンクリート造・内筒ステンレス鋼製 高さ：約 160m 形状：円形、外径約 15m（内筒 2 本）
	付属施設	油庫、駐輪場等
駐車場		乗用車 8 台、身障者用 2 台、バス 2 台、荷捌用 1 台

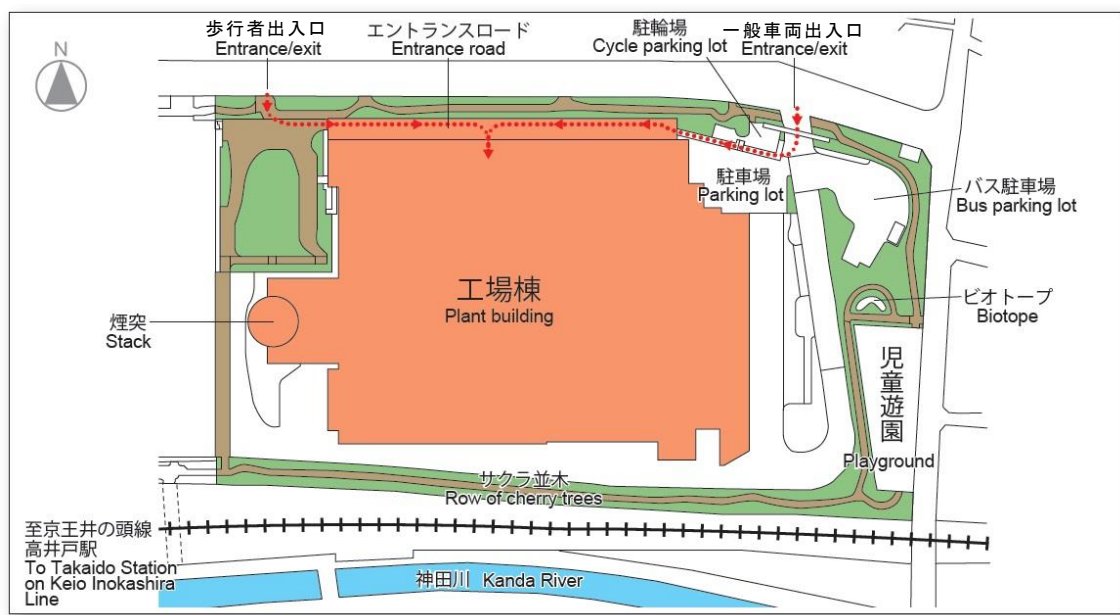


図 5.2-2(1) 施設配置図(周辺地盤 GL レベル)

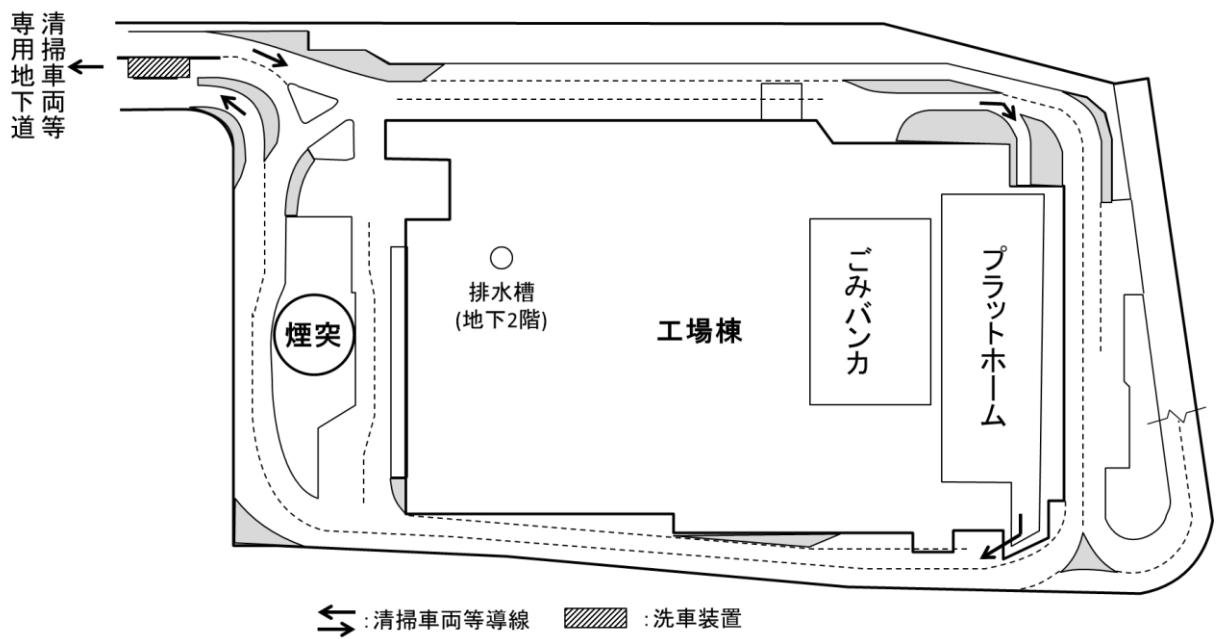


図5. 2-2 (2) 施設配置図 (清掃工場GLレベル)

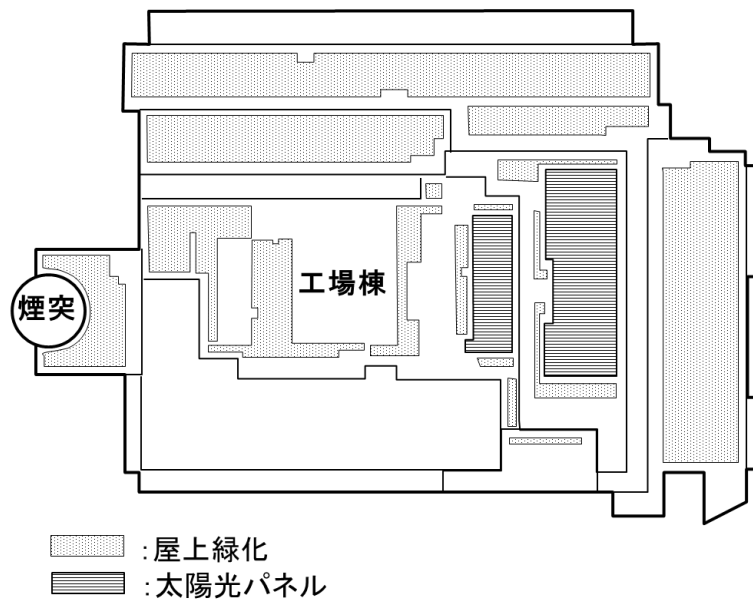
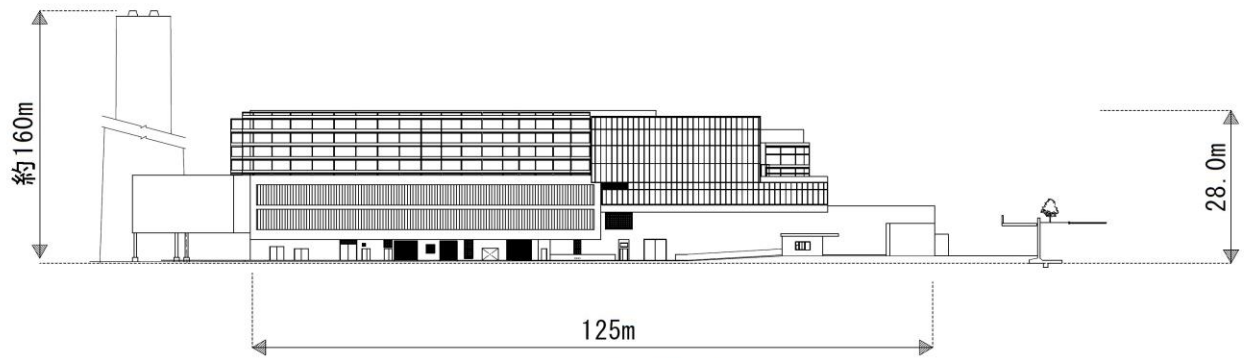
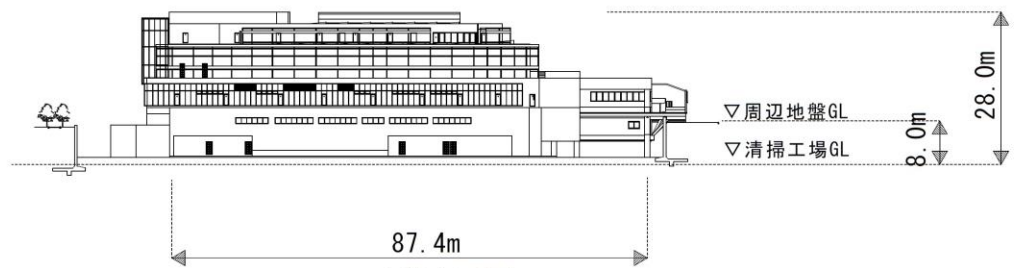


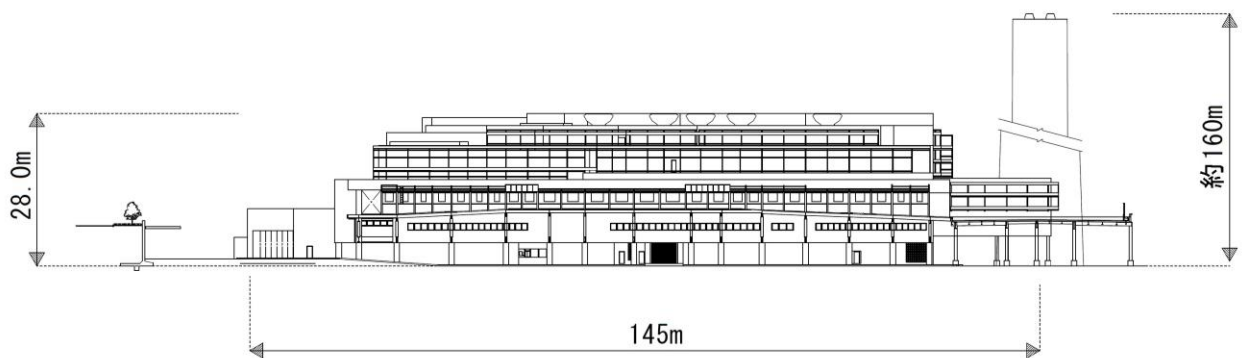
図5. 2-2 (3) 屋上配置図



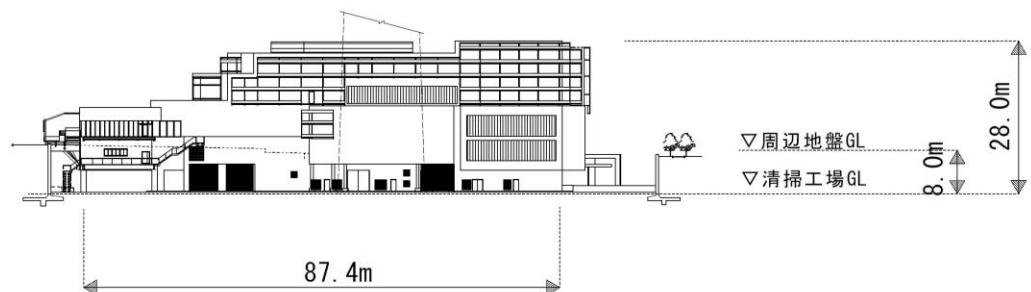
南側立面図



東側立面図



北側立面図



西側立面図

図 5.2-3 施設立面図



写真 5.2-1 施設外観写真